

公共政策・実務の最前線を届ける情報誌



公共空間

【特集】令和 新しい時代の公共政策

2020年 冬号 vol.18



公共空間 vol.18 目次

特集インタビュー	
令和 新しい時代の公共政策	
02	学生寄稿 27
元銀行員が挑む新しいまちづくり 桜井まちづくり株式会社 社長 岡本健	学生生活を振り返って 京都大学公共政策大学院十三期 櫻本航
06	学生論文 30
農から考える心豊かな社会 農民詩人 星寛治	米国通商政策の国際法的分析 ～WTO体制は自由貿易の守護神としての機能を全うできるか？～ 京都大学公共政策大学院十三期 大川順
15	自主活動紹介 36
多様性を認め合う社会を 実現するために 立憲民主党 参議院議員 石川大我	安全保障フォーラムの概要と 今後の展望 京都大学公共政策大学院十三期 小山貴大
23	京都大学公共政策大学院十四期 高橋祐介
社会の持続可能性と働き方改革 京都大学大学院経済学研究科 教授 久本憲夫	

皆様こんにちは。『公共空間』編集委員会です。

今号の特集は「令和 新しい時代の公共政策」です。
2019年は元号が変わり、社会の在り方を見つめなおす議論が
いつにも増して盛んになりました。本特集においては、
多様な分野からの記事をもとに、これから社会を描いていくうえで
何を大切にして、何を変えていくべきか、考えていきます。

本記事が令和の時代の公共政策を問うきっかけとなれば幸いです。

元銀行員が挑む新しいまちづくり

桜井まちづくり株式会社 社長 岡本 健

近年、人口減少や少子高齢化により、地方の衰退が急速に進んでいる。しかし、そのような状況に問題意識を持ち、地元を活性化させようと奮闘する人たちもいる。今回は、古来はヤマト朝廷から、江戸、明治、大正、昭和、平成までの各時代のシーンが残る奈良県桜井市で、新しい「令和」の時代に向けたまちづくりを行う、桜井まちづくり株式会社の岡本健社長にお話を伺った。

で、神戸、大阪、京都、そして東京という、様々なエリアに住みました。その後、二〇一一年に、父親が亡くなり、商売も閉め、母親が一人になったため、その面倒を見るために桜井市に帰ってきました。

その時ちょうど、桜井市でまちづくり協議会が立ち上がっており、その案内パンフレットが家のポストに入っていました。そこで「こんなことをやっているのか」、「自分が生まれ育った町なので何か関わりたい」と思いました。そのパンフレットは、立ち上がったばかりのまちづくり協議会が住民会議を開催するという内容のもので、私はふらっと参加しました。

—どのような経緯や理由で、まちづくりに携わるようになつたのでしょうか。

まず、経緯からお話しします。もともと、

私はこの桜井本町通りの商店街の角にある衣料品店で生まれ育ちました。十八歳まではこの町にいましたが、その後、大学・職場は桜井市を離れました。金融機関に勤めていたの

で、まちづくり協議会に参加しました。私は元々銀行で働いており、二〇〇〇年頃から、相対で対話をしてクライアントのパフォーマンスを上げるビジネスコーチングという手法を学んでいました。そこから発展して、ファシリテーションという、組織活性化のためのノウハウや考え方を身につけ、それを自らの組織で活かしました。ビジネスの世界で約十数年、こうしたノウハウを現場で試行錯誤しながら、実用化し、経験として蓄積しました。

今回、自分の故郷に帰り、コミュニケーションで、そのノウハウを用いて何か役に立つことがあればと考えました。そのような思いがあつたことが、協議会に参加した理由の一つです。

一方、自分が若い頃の四十年前は賑やかな町だったのが、高齢化や郊外化により、商店街の残存率が二割程度でシャツタード商店街と

なるなど、衰退していくのを目の当たりにしました。それを何とかしたいという思いのメンバーが協議会で集まっていたので、その一員に自分も加わりたいと思ったのがもう一つの理由です。

終の住処を心地よい場所にしたいという一方で、ゆくゆくは子供や孫がここに住みたいと思える町になれば良いなと考えています。ここに帰ってきて現状を知り、同志の仲間と会えるまでは住みたいという想いはあまりなかつたですね（笑）

—— そのような桜井市の魅力は何だと思いますか。

歴史的、文化的な潜在力だと考えています。

日本の始まりの地として、古事記や日本書紀、万葉集で語られ、歌われてきた中心地です。つまり、われわれの祖先が一七〇〇年前から住んで暮らし、将来につないできた歴史があるわけで、その一七〇〇年の厚みがあり、結果として国宝クラスの寺社仏閣があります。具体的には、北側に大神神社があり、南側には談山神社があり、西には安倍文殊院があり、

東には長谷寺がある、観光のメッカです。それを活かすことで、魅力的な観光マーケットになります。

また、過去の文化の発祥・伝承の地であることも桜井市の強みです。仏教公伝の

地、相撲発祥の地であり、芸能発祥の地の「土舞台」や酒づくりの発祥の地三輪があります。大神神社の「杉玉」は全国の七割の酒蔵に納めてられています。このようなことはあまり知られていません。私たちは日本史を習っていても、飛鳥時代からは詳しく習いますが、それ以前は「古墳時代」という地名はない名称で一括りにされます。飛鳥時代からは、飛鳥、奈良などの地名で呼ばれます。が、ここ桜井はまだまだ未知な世界、そんな歴史的な深さがあることも魅力です。

また、万葉集が詠まれた中心地です。保田輿重郎という桜井市出身の著名な文芸評論家がおり、そのつながりで川端康成、宗像志功、千宗室、湯川秀樹など当時の文化人が揮毫した万葉歌碑が市内に六十数か所あります。今は令和の時代を迎え、大きな遺産です。

—— そのような歴史的・文化的に豊かな桜井市において、桜井まちづくり株式会社ではどのような取り組みをなさっているのでしょうか。

一気に何かを活性化するのではなくて、空き店舗や空き町家を有効活用することから始めました。私たちは先ず「エリアのビジョン」を作りました。公的資源、民間資源、景観資源の三つを強みとして進めていく枠組みとし、それぞれで役割分担。公的資源は行政、民間資源は私たち桜井まちづくり協議会、景観資源は双方が担当するプランを作りました。そのプランを具体化、実行する機関として、桜井まちづくり株式会社ができました。

桜井まちづくり株式会社が現在取り組んでいるプロジェクトは四つあります。カフェ、レストラン、宿です。加えて、収益ベース確立とまちのアピールのため、市、商工会と組んでふるさと納税の返礼品事業を行っています。

—— まちづくりに取り組む際、大切にしていることはありますか。

一つは、方向感を合わすことです。企業は、一つの職種をやり、収益目標があり、事業としてやっていくというのが一般的です。一方で、まちづくりは何を目標としてやっていくのか。その目的がそれぞれらばらであれば、同じような行動はできず、良くしていくことは難しいです。そのためのビジョンを作り、この指とまれ方式で、みんなが思いを共有化することによって、活性化のエネルギーを集めたいです。みんなでビジョンづくりと思いの共有化が大事と考えています。

まちというのは、みんなそれぞれの暮らしぶりがあります。特に個人で店舗をやっていける商店主は、それぞれ一国一城の主であるため、思いや方向は異なっています。しかし、それをずっと掘り下げていくと、このまちを住みよいまちにしたい、来てもらう人に楽しんでもらうまちにしたいという、思いのベースは変わらないのではないかと考えます。そこを捉え、中長期的にまちをどうしたいかというところを目標に掲げ、そのような旗印のも

とに進めていくことが大事です。

二つ目は、色々な価値観の違いや行政の壁がある中で、どうマネジメントしていくか、そのための対話の場をどのように作るかとい

うことです。お互いに足を引っ張って言い合っているというのでは、全然前に進みません。ですので、いかに対話の場を作つて、想いの方向性を整えていくかが大事です。

三つ目は、楽しくなければいけないということです。まちづくりは、ほとんどボランティアのような形でやっていることが多いので、みんながやりがいのある、楽しいというようなワクワク感がないとしんどいばかりで、嫌になつたら皆やめてしまいます。ですので、使命感でやるのではなくて、やりたいと思つてやる、ワクワク感で動くような仕組み作りが大事になります。

つまり、大切にしていることは三つ。一つ目は大きなビジョンを共有すること、二つ目は多種多様なコミュニケーションの場があること、三つ目はワクワク感を持てる仕組みをつくることです。

—— 今のお話でワクワク感とありましたがあくつかなかつたこともあつたと思います。

一つは、これまでの慣習により、これまでこうやつていたから、こうしなくてはならないという雰囲気があり、新しいことをやるには、色々な了解を得なくてはなりません。例えば、新しいイベントを行う際には、町の区長の許可を得なくてはなりません。現在はスマートになりましたが、その許可を得るためにかなりの時間と労力が必要でした。ですので、変えることに抵抗感があり、それを変えるためには今までまちに関わっている人たちの了解や納得を得られない足を引っ張ります。それをどう乗り越えていくかが困難でした。

二つ目は、行政の壁です。役所は、過去慣例や慣行により動くため、ルールを変えることは好みません。また、縦割りなので、部署ごとに役割分担をしています。しかし、まちは総合的に色々なことが動くので、単に一つの部署だけでは進みません。商工振興課や都市計画課、まちづくり課、総務課、税務課な

ど、一つのことを起こすにしても、それぞれ

の了解がいるのですが、そここの横の連携がなされていないことにハードルがあり、時間がかかります。ですので、こここの課題で良くて、

別の課題で了解がでないこともあります。

今は少しずつですが、柔軟な対応や連携ができるようになつてきました。

—— そのような困難がある一方で、まちづくりの活動を通じて、桜井市はどのように変わつてという風に感じていますか。

一つは、イベントをすることで、色々なつながりができてきました。例えば、奈良県が

主導して、伝統的な建造物があるエリアを特定して空き町家と現在芸術をコラボさせた「はならーと」という、芸術祭が挙げられます。その地区として、六年前、桜井本町エリア

更に方向性としては、駅前の再開発を行い、観光拠点として位置付けることで、まちづくり会社がD M Oの機能を持つことと、ふるさと納税の返礼品の拡大によって地域商社的な機能を持つことを具体的に考えています。

最終的には、桜井市の魅力や存在意義、強みを顕在化させることにより、日本全国の人たちとのコミュニケーションが出来たり、まちで活動しているアーティストと知り合えたり、あるいはまちづくりのメンバーがいろ

いろな形でプロジェクトと関わることで、新しいつながりができるというような基盤がで

きました。

—— 最後にこれからまちづくりの課題や方向性についてどのように考へているのでしょうか。

課題は二つあります。一つは、ふるさと納

税の返礼品の充実による収益の柱を強化することです。もう一つは、カフェ・レストラン・宿という三つの施設をコアに、駅前エリアも含めた活性化の展開をすることです。

岡本 健（おかもと たけし）
一九五四年奈良県桜井市生まれ。地元桜井で高校まで過ごす。神戸大学経営学部卒業。一九七七年に三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行。

二〇一一年より故郷奈良県桜井市のまちづくりに関わり、ビジネスで培った経験とノウハウを生まれ育ったコミュニティに活かそうとチャレンジ、現在に至る。
二〇一七年一一月桜井まちづくり会社代表取締役に就任。



奈良県桜井駅の風景

農から考える心豊かな社会

農民詩人 星 寛治

働き方改革やオーガニック志向など、私たち自身の生き方や健康はどうあるべきかを考える機会が近年増えてきている。様々な情報が溢れ、技術革新が加速する中、心豊かに生きるとは何なのかを問い合わせたい。日本の有機農業の先駆者の一人であり、農業を通じて生命と向き合ってきた、農民詩人の星寛治さんにお話を伺った。

——有機農業が一般的ではなかった時代に、なぜ大変な苦労をされてまで有機農業に取り組もうと思われたのでしょうか。

農業はその地域の自然環境の中で、生き物を生み出す仕事です。食べ物は生き物で人間の体を支えるものですから、安全で栄養価がたっぷり含まれていて、おいしくて、環境にやさしくて、農家もちゃんと自立して生きて

いけるような、そういう要素をしっかりと満たしていくものでなければいけないとずっと考えてきました。それは、政府が声高に唱えてきた効率優先の政策ではなくて、いかに生命や環境と一緒にながら、人間の一番大事な健康を支える本物の食べ物を生み出していくかというところに、本来の役割があるとずっと考えてきました。しかしこれは個人の取り組みだけでは限界があります。そういう価値観に共感・共鳴する若者たちと一緒にになって、地域の中で孤立無援ではない多数派に少しでも近づく在り方でなければいけないと貫して考えきました。ですから、地域づくりと一体のものだと思ってきました。農業の産業としての側面は無視することはできませんが、それ以上に、人間の命を支え、環境をしっかりと守っていくような営みとしての農業を探求していくということです。それは当然、

環境と同じものでなければならない。企業的な大規模農業経営は近代的な技術を駆使しながら、環境にあまり配慮しないで専ら利益追求という方向に流れがちですが、それは人間の命を支える食べ物を生むための本来の営みからどんどん遠ざかっていくことなので、その原点を忘れないようなやり方でなければいけないと考えてきました。そのことが有機農業につながってきました。

そして一九七三年に二十代の若者を中心に、私は当時年頭で三十代の半ばでしたが、有機農業研究会を発足することができました。それが母体となりその後の高畠の地域づくりを牽引してきたところはあります。どちらかというと市町村・自治体の政策とは相容れないで、それと対峙するような農民運動になりがちなところを、そうではなくて、行政もしっかり巻き込みながら一体となって地域づくり

を進めていくことを一貫となつて探求してきました。しかし一番大事なのはやはり食の安全ですね。

——有機農業研究会の他のメンバーはどのような経緯で有機農業と共にすることになったのでしょうか。

有機農業には前の歴史があります。それは、

青年団活動やサークル活動の中で絶えず学習を積んできたこと、そしてそのような自主的な活動を行政がしっかりと支援して、一体となるって学習環境づくりを行ってきたということです。ある日突然私がどんなに声高に言つても、そう簡単にじやあ一緒にやってみようという雰囲気にはならなかつたと思います。そのへんのところが非常に大事なところだと思います。

——学習というのはどのような学習だったのでしょうか。

例えば環境問題について、誘致した企業がその煤煙をまき散らすことによって、住民の

健康障害を引き起こしていることに気付いた若者たちが、科学者と一緒になつて因果関係を突き止めて、公害の除去装置を作らせたことです。それだけではなくて、結果的にその企業は数年後には町から出ていくことになりました。そういう自主的な活動が基本にあって、行政が一定の理解をしながらそれを支援するという取り組みが有機農業研究会以前にありました。

あとは、若者たちが自分自身のこれから的人生を考える場合に、何が本当は大事なのかということを絶えず喧々諤々と議論し続けてきました。二泊三日くらいの泊りがけで、湖畔荘という農業用水のダムのほとりにある宿屋で、徹夜で議論をしたようなことが一番のベースにありました。そのような積み上げが、自分たちが望むライフスタイルとか、地域社会を作っていくために全体としてどういうことが求められるのだろうかということに、だんだん議論が高まってきたことが有機農業につながつきました。そういう学習の蓄積があつて初めて具体的な有機農業というところにつながつてきました。

もう一つ外の人からの働きかけとして、日

本の有機農業の父と言われる一樂照雄先生が何回も高畠においてになつて、講演や座談会を行つて青年たちを啓発してくださつたことです。それだけではなくて、結果的にその企業は数年後には町から出ていくことになりました。そういう自主的な活動が基本にあって、行政が一定の理解をしながらそれを支援するという取り組みが有機農業研究会以前にありました。

和子さんのような、いわゆる天才と言われる人が、『複合汚染』の取材においてなつて、何泊もしながら若者たちと議論を積み上げてきたというインパクトも非常に大きかつたですね。その一人娘の玉青さんも、お母さんの跡をたどつてきて高畠との関係を持つという流れが今でも続いています。

——今のお話を聞いていると、必ずしも有機農業は一人でできるものではなかつたと感じます。例えば高畠以外の地域で、自分の望む農業の在り方と同じような考え方を持つている人が地域におらず助け合える人がいない農家の場合だと、一人でそれをするのは難しいのでしょうか。

そういうことはありますね。私は今申し上げたようなわゆる生涯学習の活動をずっとやつてきたので、四十歳の時から町の教育委員の社会教育分野から引っ張り出されました。

そして通算で二十五年ほど教育行政に関わってきて委員長も四期くらい務めました。そして私自身、行政の内側に関わり、企画立案の場面でも一定の役割を果たすことができたことも一つの要素としてあります。ですから、

地べたを這う農民運動としての側面と、教育行政という公共的な空間の中で企画立案と政策としてそれを打ち出していくことが、合体する形で地域全体の雰囲気が徐々に変わってきたと捉えています。

基本的になぜ教育なのかと申しますと、私は食べ物を生み出す農業も、人間を育てる教育も、地下茎のように見えない地下の部分でつながっていると思ってきました。ですから農業と教育はもともと一体のものだという信念があります。例えば、“culture”の語源も“耕す”ということに由来しています。文化のもともとの源流は、大地を耕すという営みなのです。それが今では、農業は土にまみれ泥にまみれてやる最も野暮臭い仕事だという雰囲気が近代化以降作られてしまいました。

しかしそれは大きな間違いであつて、地下茎のように見えないとこでしつかりつながっているというのが私の基本的な考え方です。

——農業体験のように生き物と触れ合うことは、子供や青年の教育上・発達上良いものだと思いますが、そういうものを広めていくという運動はどの程度あるのでしょうか。

いわゆる田舎暮らしや田園志向と称される一つのブームのようなものが今盛り上がりつつあります。耕す教育と勝手に名付けているのですが、例えば、春と秋の年に二回、町内の教育関係の先生方全員が集まる研究発表の場があります。そこで耕す教育ということを提案して、多くの先生方の共感をいただきました。

それぞれの学校の現場で義務教育の九年間を通して、やがて幼児教育まで含まれてきますが、土に親しんで生き物を育てるという耕す教育を積み上げてきました。それが高畠の一つの教育風土・伝統になってきています。耕すということに大いにこだわっています。

——食の安全性を保つために取り組むべきことについて、星さんのお考えをお聞かせください。

——外食や買い食いを当たり前と思い、食の安全性について考える機会がないまま摂取する習慣がついてしまう子供も多くいると思います。親の働き方や家族の在り方と子供の食は密接に関わっており、意識を変えることは難しいと思いますが、どう考えますか。

社会的な状況としてはその通りだとは思いますが、そこで一つのポイントとして学校給食を見つめ直すことが挙げられます。地産地消とよく言われるようになりました。地場産

自分自身の生き方を通して食べ物がどういう意味を持っているのか、どういう要素で作られたものを私たちが体の中に取り込んでいるかという、極めて素朴で当たり前のことをもう一度考え直してみると必要でしようね。ただ単にコマーシャルや企業の戦略にまんまと乗せられて踊らされるだけではなくて、人生を通してどういう食べ物を食べ続けることが人生にどれくらい大事なことなのかを考え直すことです。このことが本当の意味での豊かさというものを実現できるポイントのところにあるわけですから。

のもので、理想的に言えば食材も子供たち自身も関わって作った野菜や穀物あるいは加工品などを給食でいただくということは、非常に意味のあることだと思います。家庭においても、お母さんに、今日の給食はこういうメニューで大変おいしかったよ、お母さんもまた作ってくださいねと、いうふうにおねだりすることによって、その家庭の食の在り方が変わっていく一つのきっかけに給食はなりうると思います。高畠町は義務教育だけではなくて幼稚教育も地産地消、地場産の食材で作ることを基本にしています。学校農園で子供たち自身が汗水を流して作った野菜がその中に入つていれば、なおさら意味が大きくなつてくるわけですね。

——高畠町において、幼稚教育から義務教育に至るまで地元のものを子供たちが口にすることができることは、どのような経緯で実現したのでしょうか。どこの自治体も行っているわけではないと思いますが、高畠町 자체がそのような意識を持っていたのでしょうか。

でも、お母さんに、今日の給食はこういうメニューで大変おいしかったよ、お母さんもまた作ってくださいねと、いうふうにおねだりすることによって、その家庭の食の在り方が変わっていく一つのきっかけに給食はなりうると思います。高畠町は義務教育だけではなくて幼稚教育も地産地消、地場産の食材で作ることを基本にしています。学校農園で子供たち自身が汗水を流して作った野菜がその中に入つていれば、なおさら意味が大きくなつてくるわけですね。

それぞれの学校によつても異なりますが、学校の先生方だけではできませんので、PTAやあるいはおじさんおばさんの力も借りながら行わざきました。手作りの野菜や雑穀類、味噌などの加工品に至るまで、目に見える姿で作られたものを子供たち自身がおいしくいただくということは、地域や小学校区によつて色合いが違いますが、非常に積極的に取り組まれてきました。二井宿小学校は山の麓の小さな小学校ですが、子供たちが作った野菜を給食の食材の五十%以上使うことを目標にして、それを実現しました。自分たちが一生懸命作った野菜がこの給食の中に半分以上も入つていると思えば、一層おいしく喜んで食べることができ、それが家庭の食生活にも波及するというつながりが出てきます。

——次に移住についてお伺いさせていただきます。まほろばの里に移住した若者も多いと著書の中で書かれていましたが、その経緯と最近の状況について教えてください。

一九九〇年の初め頃から高畠共生塾というのを立ち上げて、その大きな事業の一環としてまほろばの里農学校を開設しました。大学生だけではなく都市の中堅市民に至るまで、あるいは定年退職後農村に移り住みたいと考えている方も含めて、都市住民に呼びかけて始めました。そして一九九〇年代の十年間にだいたい八十名くらいの方々が移住され、七十名くらいは定住されました。

ところが福島の原発事故以来、風評被害もあり、その流れがピタツと止まつてしまつた。精密な分析のデータも絶えず取りながらそれを発信してきましたが、そういう情報だけではなかなかそういう大きな流れを食い止めることはできなくて、しばらくの間残念ながらその流れは止まつっていました。しかしこれで全く諦めていいのかと思い、ただ単に情報を発信するだけではなくて、絶えず消費地に足を運びました。心ある人々に実情と状況を訴

——中学校においては、統合して一つの中学校になりましたが、そこでも三つの中学校時代に作つた学校農園がありますので、そこを活用しながら自ら作るという営みを続けています。給食の食材全体に地場産のものを少しでも多く使うという基本的な考え方を取り組むということによつて、随分と違つてくると思います。

中学校においては、統合して一つの中学校になりましたが、そこでも三つの中学校時代に作つた学校農園がありますので、そこを活用しながら自ら作るという営みを続けています。給食の食材全体に地場産のものを少しでも多く使うという基本的な考え方を取り組むということによつて、随分と違つてくると思

えながら、是非またこちらに足を運んで実態をご覧下さいとお願ひして、徐々に人的な交流も復活してきました。まだ原発事故以前のところまでは百パーセントは戻りませんが、風評被害も含めて八割くらいまでは復活したのではないかでしようか。自分の感性というか、実感を持って体で捉えたもので判断していく取り組みでないと、情報伝達だけでは乗り越えられなかつたと思います。

八割くらいまで戻れば大いにまた新しい時代に向けて動き出したといえるわけです。それは私どもが絶えず消費地に足を運んで、産直提携という形で有機農産物をお届けしている方々を主体にしながらも、その縊を都市の中で横に広げていただく取り組みも併せて、なんとか少しづつ回復してきました。非常に面白い特徴として、二十代の若者たちが新しい価値観に目覚めたことがあります。例えば、高畠町和田地区を中心として地域ぐるみで有機農業に取り組んできた上和田有機米生産組合があるのですが、そこに二十代の若者が十数名集まつて青年部を作りました。自分たちの内部で話し合うだけではなくて、絶えず都市の大学生や同じ世代の若者たち、場合によつ

ては世代を超えてそういう新しい価値に共鳴する人たちと話し合いを続けていくという積み上げが、若者たちの中にしっかりと根付いてきたんですね。最も大きな特徴は、物を作つて届けるという営みだけではなくて、作るということ自体に文化的な意味があるという、農の持つ文化性に若い世代が気付き始めてきたことです。例えば、立教大学と三十年以上のお付き合いがありますが、そこの学生食堂に高畠米が一〇六〇キロ換算で年間二五〇俵くらい行っています。大変おいしいということで、一般の都民の方も学食に食べにおいでになるんです。そんなことで、都市の中でも横のつながりがある。つまり、もともとは学生自身の農業体験で、フィールドワークで高畠にやってきて、米作りだけではなく野菜作りとか、いろんな体験を通してまた帰つていくのですが、そのつながりの中で都市にまた一つの拠点が生まれて横に広がつていくというが、非常に面白い関係だなと思っていました。完全有機までいかなくても、いわゆる小農薬・減農薬で比較的求めやすい価格でもつて届けられると、食べると圧倒的においしい

——そういった横のつながり・広がりが、先ほどおっしゃっていた、若者が気付いた農の文化性なのでしょうか。

ええ、そうですね。若い農民たちも、例えば立教大学まで足を運んでその現場に触れるとか、様々な機会があるわけですから、学生がこちらにやってくるだけではなくて、相互交流が始まつていくんですね。生産者の側も消費者の現場を見ることで、モチベーションになつていると思います。

——今の若い世代の農家の方は、消費の現場を見る機会があることによって、農業に対する取り組み方も意識の面でだいぶ変わつてしまつて、米作りだけではなく野菜作りとか、いろんな体験を通してまた帰つてい

おっしやる通りです。農家の側にも大変大きなインパクトを与えています。たまたま立教大学にお邪魔した時に、学食で伊藤みどりさんが食べている姿を見たことがあって（笑）。あとは東京農大とかとのつながりもありますしね。有機農産物は何よりも安全性を追求した一つの象徴みたいなのですから、それを

都市の中でも受け止めくださるというのは、そこからまた都市の中にそういう波が少しづつ広がっていくことを意味するわけです。

——安全性などを高めるために、行政だけが考へて規制を設けることや政策を打つこともあると思いますが、一方で現場の方から、例えは消費者と生産者のつながりや動きの中から政策が変わっていくという例が有機農業に關してあつたのでしょうか。

高畠町は「たかはた食と農のまちづくり条例」を作っています。その条例で、遺伝子組み換え食品の自主規制が明記されています。これは、行政が住民運動のようなものをしっかりと受け止めて、条例を制定したということです。

——次に、現代において、星さんがおっしゃる簡素に心豊かに生きるとは、具体的にどのような生き方をしているのか、教えていただきたいです。

いわゆる健康を増進するような食生活はどういうものかを考え直すことが大事だと思います。絶えず津波のように押し寄せてくる情報とコマーシャリズムの渦の中で人々は暮らしているわけです。しかしそうなものに飲み込まれれば、自分の生き方としての食生活の選択に具体的に取り組みたいと思うことはなかなか難しいと思います。ですから、情報に流されないで、自分自身がどうありたいかを探求することが大事ですね。絶えず原点に立ち返る取り組みが一番必要です。非常に魅力的できらびやかな装いをした様々なものが現代のコマーシャリズムに入ってきます。それに飲み込まれないで、自分自身はこうありたい、こう生きたいというようなライフスタイルを自ら描くことが第一歩ですね。それがないと、絶えず巻き込まれてしまい自分自身を見失ってしまいます。そんなにも飽食・美食をしなくても、本当に安全でおいしくて

都市に住んでいる方々も、私たちと提携活動で結ばれている方々は同じような価値観であります。絶えず津波のように押し寄せてくる情報とコマーシャリズムの渦の中で人々は暮らしているわけです。しかしそうのものに飲み込まれれば、自分の生き方としての食生活の選択に具体的に取り組みたいと思うことはなかなか難しいと思います。ですから、情報に流されないで、自分自身がどうありたいかを探求することが大事ですね。絶えず原点に立ち返る取り組みが一番必要です。非常に魅力的できらびやかな装いをした様々なものが現代のコマーシャリズムに入ってきます。それに飲み込まれないで、自分自身はこうありたい、こう生きたいというようなライフスタイルを自ら描くことが第一歩ですね。それがないと、絶えず巻き込まれてしまい自分自身を見失ってしまいます。そんなにも飽食・美食をしなくても、本当に安全でおいしくて農村の絆をしっかりと強靱に結んでいくことが必要です。こういうものが理想であるといふ一つのモデルに必ずしもとらわれないで、百のつながりがあれば百の道があつていいと私は思っています。多様性こそ新しい時代の最大の特徴だと思います。

——消費者とのつながりを見つけるというのは必ずしも簡単ではないと思いますが、どのようにしたら都市と農村のつながりを見つけられると思いますか。

都市に住んでいる方々も、私たちと提携活動で結ばれている方々は同じような価値観であります。絶えず津波のように押し寄せてくる情報とコマーシャリズムの渦の中で人々は暮らしているわけです。しかしそうのものに飲み込まれれば、自分の生き方としての食生活の選択に具体的に取り組みたいと思うことはなかなか難しいと思います。ですから、情報に流されないで、自分自身がどうありたいかを探求することが大事ですね。絶えず原点に立ち返る取り組みが一番必要です。非常に魅力的できらびやかな装いをした様々なものが現代のコマーシャリズムに入ってきます。それに飲み込まれないで、自分自身はこうありたい、こう生きたいというようなライフスタイルを自ら描くことが第一歩ですね。それがないと、絶えず巻き込まれてしまい自分自身を見失ってしまいます。そんなにも飽食・美食をしなくても、本当に安全でおいしくて農村の絆をしっかりと強靱に結んでいくことが必要です。こういうものが理想であるといふ一つのモデルに必ずしもとらわれないで、百のつながりがあれば百の道があつていいと私は思っています。多様性こそ新しい時代の最大の特徴だと思います。

絶えず相互交流をしていくことが一番大事です。地域住民が都市に足を運び、都市の皆さんが農村地帯においてになり、そこで田園の豊かな文化をただ単に見たり聞いたりするだけではなくて、自分の体の中に刻み込んでいく実感を伴うことが必要です。そして田園文化社会というようなイメージを膨らませるということです。

れることは困難だと思います。ですから、希望はそんなに大きくなくとも、自分にとつてこの営みが何よりも大事なものだというふうに受け止められるようなスタイルというものを受け止められるようなスタイルといいうものを、自ら作り出していくことが必要です。

これも一人ではなくて地域の仲間たち、あるいは都市の共感できる方々と一緒になつて積み上げていくということでしょうね。幸いにして『地下水』という農民文学の同人の中で、真壁仁という私の人生の師匠の膝元で、ほぼ三十年間薰陶を受けてきました。物言わぬ農民であつてはいけないと、岩波出版から『物言わぬ農民』という本が出版されたこと

がありました。かつて東北の農民は物言わぬ農民と言われてきました。どんなに痛めつけられても物を言わない、自分の本音を出さないで時代の流れに従つているということであれば、かつては満蒙開拓とか徴兵制度に引っ張られて、戦争の最前線で命を落としてしまった悲劇を生み出してきました。ただ黙々として働くという実践だけではダメで、しっかりと自己表現していくことが大事であると真壁仁先生からは教えられていました。つまり物言う農民に変身するということです。表

——農家というと、孤独な作業というイメージがありました。しかし星さんは、農民文学誌『地下水』に参加されていたり、自ら高畠町有機農業研究会を立ち上げたり、東京の学生との交流を深めたり、高畠町の地域の方々と協力して何かを進めたりと、いろいろな人との関わり合いの中で生きているように感じます。このような人々との交流が人生に与えた影響はどのようなものなのでしょうか。

現者として自分自身を確立していくことですね。とりわけこういった情報化社会についていくと、表現という営みが非常に大事な大きなウェイトを占めるようになつているとと思うので、そういう意味では農民文学『地下水』で切磋琢磨してきたことは私自身大きな力になつてきたなと思います。

——表現することにおいて、農業という、土を耕し生き物に向き合い生命に関わることから得られたインスピレーションや表現力は大きいのでしょうか。

大きいですね。横の広がり・ネットワークが現実の問題としてますますが、しかしその世代さらには孫の世代と、世代を超えて縦軸でずっとつながっていく命の連鎖みたいなものもあります。そうでないと未来というものは展望できなくなります。

最近イノシシの被害が増えています。どんどんイノシシが過密になつているのではないかと思います。あと、海水面の温度がどんどん上がつていて、これが台風や低気圧の大きさな原因になつていると言われています。異常

気象というよりもそれが当たり前になつてくるんじゃないですかね。これから環境的には非常にやりにくい時代になつてきたなと思います。でもそれに打ちのめされてお手上げでも困ります。対策はいろいろ考えながら、イノシシと知恵比べですね。

——農業というと、一般的にビジネスとして農業するというイメージが強いと思います。しかし農業は身体的負担が大きく、生き物と向き合う仕事なので拘束時間が長いことや、都市部に出たいという人もいるので後継者不足という問題もあると思います。これから時代に、農業の展望や農家の未来をどのように捉えていますか。

産業としての農業という側面や様相だけで捉えていくと、限りなく規模拡大しないと採算が取れないとよく言われますね。しかしそれでは、喜びとは程遠いような、むしろ孤独で苦痛のような状況に陥ってしまうので、身の丈に合った等身大のスケールで営みとして農業を続けていくことです。簡素で心豊かに生きるといふことの本来の意味に重なつ

てくるわけですが、産業としての農業という捉え方よりもむしろ文化としての農の営みというか、農の文化性にウエイトを置くようになります。在り方ですね。

フランスに何回か行つたのですが、AMAP（アマップ）という家族農業を守る運動や協会があります。最初に行つた時には、そういう取り組みをしているのは南フランスの近く一部の地区の三十くらいの団体しかないと言っていたのですが、今ではそのAMAPはフランス全土に広がっています。やはり等身大の家族農業をしつかり守りながら、そこで本来の農業を営んでいくという考え方ですね。例えばアメリカでも必ずしも大農経営だけではなくて、小さな農業を家族農業でやるという、もう一つの農業がCSAですが、そういう運動も一方で展開されています。

Community Supported Agriculture, いわば地産地消と日本で俗に言われているような、地域が支える農業ですね。宗教とか哲学とかを原理的にしつかり持つた運動として今展開されています。ですから広大なカリフオルニアあたりのとてもないスケールの農業と、今申し上げたような小さな家族農業があるわ

けです。どんどん人口が爆発していく時代に大規模経営を限りなく広めていけば、ほんの一握りの人しか農業をやれなくなる。ところがこういう考え方だと、より多くの人が人間の命の根源である食べ物を生み出す農業という営みに関わることができる。そういう関わりの中で、食の大事さや環境のかけがえなさを、単なる観念論ではなく骨身に刻んでいくのだと思います。

我々はCSAの在り方に共鳴しているわけです。例えば、健康を増進して生きるような農の営みというのはどういう営みなのかを考えた場合には、利益追求という営みとは次元の違う価値観でずっと地道に積み上げていくことが当然のように求められます。そのことに自分自身喜びを感じたり、ある程度充足するという価値観を持たないとできないんですね。ですから、場合によつては宗教や哲学とつながっていても一向に構いません。私の場合は宗教も哲学もない、ただ農民の感性でもつてそういう取り組みをしているというだけです。一種のグローバリズムの市場競争の中で生き残つていくためには、いわば合理主義のようなものが現代社会においては一番

価値があるというふうに思われがちで求められていますが、そういう流れで生き残っています。くということはほとんどできないわけなので、たとえ自己満足だと言われようとも、自分の生き方として等身大の簡素に心豊かな在り方というものを探求していくことに尽きると思いますね。

今まで経済成長を一目散に追求してきたそれが最先端だと思われてきましたが、それは全く違う物差しで脱成長という新しい波が沸き起こっていると伝えられています。殘念ながら日本は脱成長という考え方はまだあまり浸透していません。お亡くなりになつた西川潤先生も、そういうグローバリズムを乗り越えて新しい時代を作るという、最先端の理論を開拓しておられました。共生という思想のようなものが一つのイズムとしてヨーロッパ諸国ではわきあがつてきていることが現代の特徴でしょうね。そういうふうに思うと、そんなにあくせくしなくてもいいし、焦らなくてもいい。一日一日が大事ですから、自身の人生を突つ走らないで、ゆっくりゆっくり歩こうよという思いで生きていくべき。今まで足跡を残すといふことがその人間にとつ

て非常に大事な生き方だと思われがちだつたのですが、考えてみれば人類が地球上に誕生して何億年になるのか、そんな個人の足跡なんかすぐに消えてしまうので、そんなことに思いを致さなくともマイペースにゆっくりゆつくり歩いていけばいいと思います。

星 寛治（ほしかんじ）
一九三五年九月七日生まれ。山形県高畠町在住。農家のかたわら真壁仁主宰「地下水」同人としても活動。一九七三年、仲間とともに高畠町有機農業研究会を発足。以後、米・りんご・ぶどうなどの有機栽培をつづけながら、詩、評論、エッセイなども発表。高畠町教育委員長、東京農業大学客員教授、山形県第5次教育振興計画審議委員会委員長などを歴任。著書に『農から明日を読む』（集英社新書）、詩集『種を播く人』（世織書房）など多数。



星 寛治さんの詩
「願望」
はてしない野道を
ゆつくりゆつくり歩こうよ
足跡など消えてもいいよ

多様性を認め合う社会を実現するために

立憲民主党 参議院議員 石川 大我

この数年、男女平等の推進、性の多様性への理解啓発、多文化共生の促進など、様々な文脈で「多様性の尊重」というフレーズを耳にする。令和の時代において、公共政策という手段を通して多様性を認め合う社会を実現することはできるのだろうか。二〇一九年の参議院議員選挙で当選し、オープンリー・ゲイとして初の国会議員となつた石川大我氏から、政治の力によつて日本社会に変革を起こす可能性についてうかがつた。

自分がゲイだというのを自覚したのは中学生くらいのときで、それと同時に、この社会がLGBTにとって生きづらい世の中だということに気づきました。この社会がとても生きづらいから、この社会を変えなきゃいけないと思つたんですよ。思つたんですが、自分と同じ当事者に出会わぬ中で、この社会を変えるために何かをやろうというエネルギーがなかなか湧いてこなかつたんです。

その後、二十代半ばころに、当時普及し始めていたインターネットを通じて当事者と出会うことで、非常にエンパワーメントされました。そのエンパワーメントの力の中で、『ボクの彼氏はどこにいる?』という本を二〇〇二年に出しました。内容は自分のライフヒストリーで、自分がこれまで考えてきたこととか置かれてきた立場などを書きました。それを世の中の人に知つてもらうことによつて、

自分は二十代半ばになるまでLGBT当事者に出会わずに過ごしてきました。ただ、自

て、「まだまだLGBTに理解がないこの社会を変えられるんじやないか」という思いがありました。

で、それを出版すると、全国の当事者、特に若い人たちから、「自分たちも孤立している」というような反響をもらいました。先ほどお話ししたように、自分自身も二十代半ばまで孤立していて、当事者とつながることで勇気と元気をもらつたという経験がありました。だから同じように、孤立する当事者同士をつなぎでエンパワーメントしたいと思い、NPO法人のピアフレンズを立ち上げて、若い世代の当事者に向けた活動を行つてきました。

——その後、政治の道を志して豊島区議会議員になられたのは何故ですか。

僕はこの社会をLGBTにとつてより生きやすいものにするためには四つの方法があると思っています。一つめは、今お話ししたようにLGBT当事者同士がつながること。それによつて当事者がエンパワーメントされます。二つめは、当事者以外の人に正確な情報をきちんと知つてもらうこと。NPOを運営していた当時、まだまだLGBTに対する誤解、例えば「同性愛は趣味なんじやないか」とか「生物学的に異常なんじやないか」といつた考え、あるいは間違つた知識が社会に流布していたので、一般の方向けの講演などを通じて正確な情報を知つてもらうことが大切だと感じました。三つめが、メディアなどを通じてしっかりとLGBTの正確な情報を拡散していくこと。僕の場合は、二〇〇〇年代の後半にNHKの『ハートをつなごう』という番組に出させていただいたり、あるいは本を書いたり、雑誌にインタビュー記事が載つたりという形で、結構積極的に行っていました。それで、四つめとして、やっぱり政治があると思つたんですね。そう思つたきっかけとして、一つエピソードがあります。同性婚が認められている国の人と日本人が同性同士で国

際結婚をしようとすると、相手の国によつては婚姻要件具備証明書、すなわち婚姻する要件が備わつてることを証明する書類が求められる場合があります。なぜこれが必要かといふと重婚を防ぐためで、海外からだと日本本人の申請者が日本で結婚してかどうかが分からぬ。だから、日本で結婚していないことを証明してあげる必要があるんですね。それで、二〇〇二年までは証明書が問題なく発行されていたんすけれども、その年に相手方の性別欄というのができて、申請者と結婚相手の性別が同じである場合、証明書が発行されないという状況になりました。それで、同性婚が認められている国で、日本人が海外の人と同性婚をするということができなくなつてしましました。

そんな声を聞いていたので、国会の議員さんたちと一緒に法務省に対しても交渉をしたんですね。「同性婚ができるはずの国で当事者の人が結婚できなくなつていて、婚姻要件具備証明書の相手方の性別欄を外してくれ」と訴えました。政府の見解としては、まず、婚姻要件具備証明書というのは日本国内において結婚ができるという証明書だと。それで、相手方の性別欄に男と書いてあって、申請者は自身も男性の場合だと、日本では同性婚が認められていないから証明書を発行できないということでした。交渉の結果、婚姻要件具備証明書には結局のところ性別欄が残つたままですが、新たに独身証明書というものができて、それがあれば海外で同性婚ができるようになりました。「日本人とまた同性婚できるようになつた」ということで、これは海外でも結構報道されました。

このように、自分たちが抱えている問題を国会に届けて、関心を持った国会議員がそれを議題にすることによって実際に変化が生まれるという経験をして、政治が果たす役割というのはあると思いました。今例えば政治に対してあまり期待していないとか、誰がやつても同じじつていうこととかが言われますけど、政治に関わることによつて我々の生活が良くなつたという原体験が、僕が政治に関わるきっかけになりました。それで、まずは地元からと

——次に豊島区議会議員のときのお話をうかがいます。二〇一九年に豊島区議会で同性パートナーシップ制度が全会一致で可決されました。成功に至った背景というのは何だつたと思われますか。

これは、自治体に住むLGBT当事者の皆さんのが声を挙げたというのが一番大きかったと思うんですね。自分は二〇一一年に議員になつてから、様々な場面で同性パートナーシップ制度をやるべきだということを言つてきました。二〇一五年に渋谷区と世田谷区でパートナーシップ制度ができる前から、豊島区が日本で一番に、同性カップルを認める制度をつくるべきだ」とは言つてたんですが、なかなか豊島区では前に進みませんでした。それが動くきっかけになつたのは、豊島区に住む当事者の皆さんのが「レインボートしまの会」というグループを作つて、自民党から共産党、そして一人会派、無所属の人々にまで、地域の当事者として働きかけを行つたことでした。グループの方々は、勉強会なんかもやりながら議員さんの理解を少しづつ得ていつたんですが、顔の見える存在として地域の当事者が

声を挙げることの重要性を僕はそこですごく感じました。

もちろん、議会の中に当事者の議員がいるということも大事だと思います。当事者の議員がいることで、他の議員さんたちも、LGBTの当事者が確かにいるということを意識するようになります。全国で少しずつ立憲民主党の当事者の議員も増えてますし、それが大事であるということはもちろんですが、その一方で、地域の当事者たちが議員をサポートしたり、声を出したりすることもとても大切だと思います。

その後、二〇一七年に「レインボーとしまの会」の皆さんのが署名を集めて議会に対してもう一度請願を出しました。パートナーシップ制度を導入することや、同性カップルも区営住宅に入居できるようにすることを求めるものです。自民党は残念ながら反対しましたけれども、公明党や共産党、民進党系の議員のグループも無所属の人たちも賛成してくれて、請願が議会を通りました。その請願を受けて、区長との面談をやつたり、区長に対する申し出をしたりしましたが、そういう流れの中で、当事者が声を挙げるということはすごく大きい

と思いました。で、最終的に同性パートナーシップ制度を導入する条例改正については自民党も反対をしなかつたんですが、それはやっぱり住民たちが顔の見える形で声を挙げたということが大切だったのかなと思います。

——豊島区議会議員を務めた後、二〇一九年七月の参議院議員選挙で当選されて参議院議員になりました。国政を目指されたのは、どういったきっかけからだつたのでしょうか。先ほどお話ししたように、まず二〇一五年に渋谷区と世田谷区でパートナーシップ制度ができて、それから三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、那覇市や札幌市、福岡市などにも広がつて、二〇一九年十一月現在、全国では二十七自治体でパートナーシップ制度ができるままで、パートナーシップ制度といふのはあくまでも自治体の制度であり、国レベルで、例えば相続のように二人の大切な関係を定めない状況です。もうだいぶ自治体には広まりましたから、いよいよこれは同性婚というものをしっかりと国レベルで認める時期が来たら

じやないかというふうに思いましたして、国政を目指しました。立憲民主党は二〇一八年十二月にLGBT差別解消法案を国会に提出していますし、二〇一九年六月には婚姻平等法案を野党共同で出していますが、今まで自治体で議論されてきたことが、いよいよ国会で議論される時期になつたんじやないかなと思っています。

——衆議院議員ではなく参議院議員だからこそ果たせる役割というのは、どのようなものがあると考えていらっしゃいますか。

小選挙区で選出される衆議院議員ですと、

地域の中でしっかりと支持を得られなければならぬので、LGBTの問題にフォーカスして中心的に取り組むということは、なかなか難しいんですね。小選挙区というのは地域の問題を含めて、様々な、幅広いテーマで戦わないといけない。LGBTのことを出すのは今の日本社会においてはまだまだマイナスかもしれないという状況の中で、小選挙区で戦うというのはなかなかしんどいだろうと思いました。

参議院選に関しては全国比例の枠で出馬し

ましたが、全国民の八%、約九百万人いるLGBT当事者の皆さんに対応してアプローチができるつていうのはすごく良かつたと思っています。今、選挙の報告で全国を回っていますが、当事者の皆さんから「やっと入れたい人に入れられた」、「自分たちの未来を託す一票を入れることができた」というふうに、色んなところで言われると、本当に国政に出て良かったと思います。全国比例で当選した参議院議員という立場だからこそ、そういう皆さんの声をしっかりと国政に届けるということに集中が出来ると思っています。

——ここから先は、参議院議員になられた今のことや、これからのことについてうかがいます。まず、石川議員が政策に掲げていらっしゃる「多様性の尊重」はなぜ必要かということについてお聞きしたいです。「多様性の尊重」を政策的に推進するためには、どういった説明をしたり、理由を挙げたりしていくことが大切だと考えていらっしゃいますか。

多様性やマイノリティ政策の話題になると、「何で少数派のために政策をしなきやいけないんだ」よく言われることがあります。日本の社会って、自分がいかにマジョリティであるか、いかに多数派であるかっていうことを演出していかなきやいけない窮屈な社会だと思うんですけど、でも実は一人ひとりが持っているマイノリティの部分って、たくさんあると思うんです。そういう部分を極力見せないようにして生活をしていかざるを得ない社会ではなく、それぞれの人が抱えていいる問題を社会全体で包み込んで、対応していく社会にしていくためには、多様性を認め合うことが必要だと思います。自分は多数派だと思っていて、多様性なんて必要ないんだつて思つてる人にも、それぞれ抱えている問題はありますから。だから、政策的に推進するためには、一人ひとりが多様性の恩恵にあずかれるつていうことを主張するのが大事だと思います。一人ひとりの持つているマイノリティ性がもつと生きやせる社会になつていくともつとみんなが生きやすい社会になつてくるんじやないかと思つています。

——「生きやすさ」ということとつなげて、「皆が働きやすくなると生産性が上がる、だから多様性は大切だ」というような説明がされることがあるかと思います。このような説についてどのように考えていらっしゃいますか。

そうですね、例の杉田水脈議員の問題¹⁾もありましたけれど、生産性があるからとか、そういうことで人の価値を判断するような社会ではない方が良いなとは思いますよね。その人の存在自体が認められる社会の方が良いと思いますし、それぞれの人を皆で生かせようとする、生きてもらおうと努力することが、社会が全体的に良くなつていくためには必要だと思うんですね。つまり、例えば難病の人がいて、その人はまったく身動きが出来ず、その人のために年間すごくお金がかかることによって、「この人を生かそう」というふうに思つて皆が頑張ることとか。

動物のように弱いものが蹴落とされて死んでしまって、社会ではなくて、皆が一人の命、一つの命を大切にしていくつていうことができるからこそ人間なんだと僕は思います。皆が生きようとすることによって、例えば新薬の開発が出来たりとか、生きやすくなるための器具が開発されて、それが一般向けに使えるようになつたりとか、そういうことって色々あつて、それは実は一人ひとりが社会とつながっているということなんだと思います。一人ひとりが生きていこうことが、社会がより良くなつていくためには必要なことで、無駄な命というのは本當にないと思つています。

——長い時間をかけて形成された人の価値観や偏見は、なかなか変えていくのが難しい部分があると思います。少数者の声をできるだけ多くの人に理解してもらうためには、どうしたら良いと考えていらっしゃいますか。

これはもう、僕が聞きたいくらいです。ただやつぱり、少数者と呼ばれる人たちが身近にいるということを伝えていくこと、声を挙

1) 二〇一八年に杉田水脈衆議院議員が雑誌上で「LGBTは『生産性』がない」という意見を示し、多くの批判が寄せられた問題

げ続けることだと思うんですよ。身近に感じてもらえる方法を色々考えることが大切だと

思っています。アメリカの例を挙げると、G・W・ブッシュ政権下のチェイニー副大統領の娘さんはレズビアンです。ブッシュ政権は共和党だから保守派で、政権として同性婚には

反対の立場でした。ただ、娘さんがレズビアンであることをオープンにして活動している

ことによつて、チェイニーさんは今では同性婚に賛成しているんですね。だから、もともと反対派の中にいたとしても、自分の娘が

当事者だと「同性婚はあつた方がいいんだ」っていうふうに意見が変わるように、当事者が身近にいると分かることによつて、一人ひとりの意見が変わっていくことが大切なんじゃないかなと思っています。

——できるだけLGBT当事者自身から積極的に発信していく方が社会は変わりやすい、ということですね。

そうですね、もちろん一人ひとりそれぞれ事情があるので、あまり強く発信を求めるところミングアウト至上主義だと、皆にカミン

グアウトを強要していくけしからんみたいなことを言わることもあります。ただやつぱり、社会の中に実際に自分たちが生きてるんだよ、生活をしていて身近にいるんだよって

ことを見せていくことが僕は大切だと思つてあります。僕の場合はこういう形で、本を書き、NPOをやり、テレビにも新聞にも出て、そ

して選挙にも出て議員になるという選択肢を取りましたけれども、皆がそれをやれということではなくて、一人ひとりできる範囲で、例えば親友に少し話をしてみるとか、親が難しかつたら兄弟に話をしてみるとか、方法はあると思います。

ゲイであることを誰にも言わずに、ひたすら隠して生きていくのは、とてもしんどいことだと思うんですね。無人島の中で、一人で生きているわけではないので。もちろんカミングアウトをして関係が悪くなっちゃうこともあるので、「カミングアウトは絶対に素晴らしいからしなさい」とは言えないんだけども、社会の中で皆と関わって生きていく中で、当事者が少しずつできる範囲でカミングアウトをしていくことで、この社会は変わっていくと思います。自分としてはそれが大切

だと考えたので、しっかりと顔の見える立場に多くの人に顔を見てもらえる立場にいようと思つています。

——次に、今後国会で実現していきたい政策について教えてください。

選挙のときに「日本にも同性婚を。」というチラシやポスターを大きく配らせていただいて、皆様からご支援をいただきました。だからこそ、先ほど言ったような、二〇一八年十二月に出したLGBT差別解消法案、そして二〇一九年六月に出した婚姻平等法案、つまり同性婚ができるようにする民法の改正案ですが、これをしっかりと委員会、国会の中で議論をして成立させるということがとても大切だと思っています。

憲法24条の「両性の合意のみに基いて」っていうのは、明治憲法下では結婚に際して戸主の同意が必要だったけれども、そうではなくて結婚当事者だけで婚姻が成立するんだつていうことと、昔は特に女性が弱い立場に置かれていたので、男女の平等な合意によって婚姻が成立するんだつていうことを、改めてきちんと確認した文言なんですね。だから、その文言をもつて同性婚が禁止されているというんじゃないくて、13条や14条と合わせて読んだら、日本国憲法というのはむしろ積極的に同性婚というのを認めているのだと、僕は

基いて成立し」と書いてあります。「その『両性』というところが男性と女性を指すから、同性婚は禁止されているのじやないか」とおっしゃる方がいらっしゃるんですけど、実は政府は、憲法が同性婚を禁止しているという解釈は取っておらず、「同性婚は想定されていない」としか言つていません。

弁護士とか学者さんの中には、憲法13条の個人の尊重とか、14条の法の下の平等とかと合わせて読めば、むしろ今の憲法下でも同性婚は容認されるんだと言つてる方もいらっしゃって、僕もまさにそのように思っています。

憲法24条の「両性の合意のみに基いて」っていうことは、明治憲法下では結婚に際して戸主の同意が必要だったけれども、そうではなくて結婚当事者だけで婚姻が成立するんだつていうことと、昔は特に女性が弱い立場に置かれていたので、男女の平等な合意によつて婚姻が成立するんだつていうことを、改めてきちんと確認した文言なんですね。だから、その文言をもつて同性婚が禁止されているといふんじやなくて、13条や14条と合わせて読んだら、日本国憲法というのはむしろ積極的に同性婚というのを認めているのだと、僕は

憲法改正は、僕は必要ないと思つています。

憲法24条には、「婚姻は、両性の合意のみに

思います。

だから、民法を改正して、しっかりと同性婚ができるようになると。で、もし同性婚を嫌う人が「同性婚は憲法に反する」と言うのであれば、民法改正の違憲訴訟をやつていて、争つていただければ良いと思います。

民法改正で同性婚ができるようになってハッピーになる人たちが増える中で、仮に違憲訴訟で地裁、高裁と争わって最高裁まで行つたときに、今の最高裁が「憲法違反だから民法の改正は無効です」っていうようなことを、僕は言わないと思うんですよね。

同性婚って、求めている人たちにとつてはとても必要で有意義な制度ですが、それを必要としていない、男女間の結婚をする方たちの生活や権利は何ら脅かさないものです。單に幸せな人が増えるだけの制度が同性婚ですから、これは早期に実現したいと思います。あと、同性婚を認めると自分たちの権利が侵害されるのではないかと考えている方たちもいらっしゃいますが、そういった方たちの誤解、例えば「同性愛者に求婚されたら結婚しないきやいけない制度ができる」みたいな曲解を解くために、しつかり丁寧に説明していく

ことは大切だと思っています。

——同性婚を実現するにあたつて、国会内あるいは国会外で他にどのような障壁があると考えていらっしゃいますか。

まず、国会内で多数派を占める自民党が、同性婚の法案に対してすぐには賛成をしないだろうという状況になつているということが、もちろんあると思います。ただ、自民党が賛成をしていないこととか、自民党支持者の中に賛成をしていないような団体の方たちがいらっしゃるということまでは分かるんですけども、その先の部分というか、どちらへんが問題なのかということは、まだ国会に入つたばかりであまり分かっていません。豊島区議会議員時代には、議会の中に僕が入つて、自民党の皆さんと一緒に話をしたりとか、一緒に視察を行つて夜ご飯を食べたりとか、色んなところで膝を突き合わせる中で、どういつたお考えを持つてているか、どこに問題があるのかつていうことが分かつてきました。国会の中にスタッフも三人いますので、国会の外にいたときには分からなかつた部分をこれか

ら色々と探つていきたいと思つています。あと、世論調査を見ると同性婚に対しても賛成の人が多いんですね。例えば、二〇一九年九月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による「全国家庭動向調査」では、既婚女性の69.5%が「同性婚を法律で認めるべきだ」という設問に賛成しています。僕は、自民党という政党は何か宗教的な信念を持つて集まつた政党ではなく、比較的柔軟な政党だと考えているので、世論が変われば自民党も変わるんじゃないかなとは思つています。

——世論調査について、全体としては同性婚に賛成の意見だったとしても、年代別では、若い世代は賛成派が多くても、高齢層になると反対派の割合が大きくなつてきたりと、年齢ごとに分断があると思います。その中で、選挙をするとやはり高齢者の方が投票率が高いこともあり、マイノリティの要求は政治や政策に反映されにくい部分があるかと思います。若年者やマイノリティに寄り添つた政策を実現するためには、誰がどういうふうに動くことが大切だと考えていらっしゃいますか。

政策の始まりつてけつこうマイノリティが多かつたりするんですね。つまり、今現在メジャーナテーマでも、実はさかのぼつてみると、もとは少数政党が言い出した政策だということがあります。国会の中でも小さい政党だと何もできないんじやないかと言わることがあります、そうじやなくて、国會の中に一議席でも持つて情報を発信することで、それがゆっくりゆっくり、メジャーな政策になつていくつてことは、ままあります。少數政党であつても、あるいは一人の無所属の議員であつても、国会議員として発信することほど大きな力になると思つています。

あと、選挙に関しては、マイノリティがマイノリティに投票するだけではないんですね。確かに、高齢者向け、大企業向けの政策をやりますつていうように、マイヨリティ向けの政策をやればマイノリティから票を得られるんじやないかって思われがちで、マイノリティ政策をやるとマイノリティしか投票しないから、落選するんじやないかと思われがちです。でもそうちではなくて、マイノリティの政策、言い換えれば票にならない政策をやることで、いわゆるマイヨリティの側の中に

も、その政策に賛同してくれるつていう人はいると思うんですね。今回の参院選でLGBT政策を訴えて自分が当選した理由としては、もちろんLGBT当事者の人たちが票を入れてくれたこともあります、アライ²⁾と呼ばれる非当事者の方がたくさん街で声を掛けてくれて、応援してくれたことも大きいと 思います。

そういう人たちが増えているという意味では、少数派の人権とか少数派の政策を訴えたからといつて必ずしも支持が得られないということではなくて、マイヨリティの側の人たちもしっかりと支持はしてくれると思ひます。そういうふうに政策を成長させるといふか、政策が広がつていくつてことは、LGBTに関する活動をこれまで約20年やつてきて実感しています。

石川 大我（いしかわたいが）
立憲民主党参議院議員。前豊島区議会議員（2期）。一九七四年、豊島区生まれ。明治学院大学法学部法律学科卒業。早稲田大学大学院政治学研究科修了。公共経営修士（専門職）。若者支援のためのNPO法人代表理事、参議院議員秘書を経て、二〇一一年豊島区議会議員に初当選。日本において初めて公職に選出されたオーブンゲイの議員として知られる。著書に『ボクの彼氏はどこにいる？』（講談社）『好きの？がわかる本』（太郎次郎エディタス）ほか。



2) 自分自身はLGBT当事者ではないが、LGBTの活動を支持し、支援している人々を指す。「アライアンス」から派生した語

社会の持続可能性と働き方改革

京都大学大学院経済学研究科

教授 久本 憲夫

女性の社会進出が進み男女ともに正社員の家族が形成される中で長時間労働や家事労働の在り方が問題となっている。社会の持続可能な性を考えるとき、何が必要とされるのか。

雇用形態における新しいモデルを提言する、京都大学大学院経済学研究科教授の久本憲夫先生に話を伺つた。

——働き方改革など今日日本の労働モデルの在り方が問われています。この背景には何があるのでしょうか。

今に限らず、働き方の話は昔からずっと問い合わせ続けていますね。その中でも最近は、ダイバーシティをどう考えるか、ということが多いです。歴史的に見ると、現代の働き方は多様化してきたのはありません。むしろ様々な働き方があつたにも関わらず、男性正社員

を前提とした「片稼ぎモデル」に規格化・画一化されてきたと表現する方が正しいでしょう。というのも、高度経済成長期、労働者にも企業にも男性片稼ぎモデルにニーズがあつたからです。ライフサイクル仮説という考え方がありますが、どこかの会社に入つて、結婚して、子どもを育てるとなると、それに応じて雇用が安定しながら賃金が上がることが理想である時代でした。

——久本教授は家事育児などを収入を伴わない「非稼得労働」であるとして、夫婦とともに正社員で「稼得労働」を行う夫婦を「共稼ぎモデル」と表現することを提言しています。今、どのくらいの人が「共稼ぎモデル」で働いているのでしょうか。

平成29年の就業構造基本調査では、3歳未満の小さい子がいる家庭で、妻が正社員である割合は31%になっています。これは平成24年では23%、平成14年では14%ですから、今は男性だけでなく、女性も同じように働く（稼ぐ）ことが求められます。すると夫婦になって収入は多くなりますが、従前のような子育てが果たして無理なくできるのか、という話になります。時代を経て正社員の働き方が画一化された弊害です。

——久本教授は家事育児などを収入を伴わない「非稼得労働」であるとして、夫婦とともに正社員で「稼得労働」を行う夫婦を「共稼ぎモデル」と表現することを提言しています。今、どのくらいの人が「共稼ぎモデル」で働いているのでしょうか。

は良くないことだと思うのですが、今の与党も野党、そしてマスコミも、残念ながら本気ではありません。口先だけだといつてもよいでしょう。

——ワークライフバランスを大切にしたいという声がある一方、家事育児よりも働きたい、働いてほしいというニーズも一定あると思います。

もちろん、企業では正社員は能力を形成して、会社を担う人材として活躍して欲しい、

というニーズが依然としてあります。本人も家事育児より仕事をやりたい、という人もいる。それはそれで全く悪くないのですが、その働き方（正確には、稼得労働の在り方）を望まない人にも社会的圧力が加わって、働くが得ない状況があります。実は、日本では昇進したくない人が多数派なのですが、たくさん働くのが嫌だなどと、落ちこぼれてしまふのではないかという恐怖心が植え付けられています。それでストレスを抱える家庭が多くなつてしまつていて、大きな問題となっています。本当は、自由に労働や生活を決め

ることが出来るべきで、それが多様性ということです。今後共稼ぎ世帯が主流となつて、子どもを産み育てる環境を整えていくと同時に、自由に働いたり独身を選択する人も一定数いることが許容される、多様な在り方が認められる社会を作つていくべきだと思います。

——働き方改革では労働環境の改善にも取り組みましたが、不十分であるという声も聞きます。今回の改正について、ご意見をお聞かせください。

まだまだ課題の残る部分は大きいです。改正した点で大きいと言える変化は、労働時間の問題です。例えば、ガイドラインだった36（サブロク）協定が認めることができる残業時間の上限を法律として規定しました。ガイドラインは守らなくてもいいですが、法律は守らないといけないですから。また、有給休暇手当です。もし、「賃金」が「人件費・労働費用」の6割に過ぎないとしたら、これに残業割増の1.25をかけても1より小さくなる。0.75にしかならない。仕事が増えたときに、人を新たに雇用するよりも今いる従業員に残業してもらつたほうが人件費が安上がりになるのです。つまり、現在の労働法制は企業に「残業インセンティブ」を付与する残業促進法です。働き方改革では転勤を減らすことについては全く取り組んでいません。しかし、大

てほしくないですが、政治は強い言葉を好みますからね。課題のひとつは、残業割増制度の実態が残業「割引」制度になつていることです。企業にとって関心事は「賃金」ではなく、「人件費・労働費用」です。「賃金」は労働費用の一部にすぎず、（費用の構成は企業によって異なるが平均をとつてみると）全体のが賞与（いわゆるボーナス）、次に法定福利費（厚生年金や健康保険、雇用保険、介護保険、労災保険などの企業負担部分）、残りが退職金引当金や通勤手当・住宅手当などの諸費用」の6割に過ぎないとしたら、これに残業割増の1.25をかけても1より小さくなる。0.75にしかならない。仕事が増えたときに、人を新たに雇用するよりも今いる従業員に残業してもらつたほうが人件費が安上がりになるのです。つまり、現在の労働法制は企業に「残業インセンティブ」を付与する残業促進法であると言えるでしょう。次に、転勤の問題です。働き方改革では転勤を減らすことについては全く取り組んでいません。しかし、大

夫婦で正社員だと離れる可能性が高くなる。

夫婦・家族は一緒に住んで子どもを育てるのは自然だと思っているのですが、従来のモデルだとそれが難しい。確かに、転勤はある程度は必要だと思います。企業の幹部社員を育成するに当たって、別の場所で経験を積むことも大事ですから。また、昔の最高裁の判例※では、転勤を認めています。これが企業による転勤を助長していると言えるでしょう。ただ、夫婦が一緒に住めないのはやはり問題なので、転勤を減らそうという方向に社会を持つていかないといけない。政策としては難しいかもしれません、ぜひ皆さんにも考えていただきたい。

——共稼ぎモデルが主流になる社会を実現するには、どのような視点が必要になるのでしょうか。

※) 東亜ペイント事件：転勤を伴うY社の営業担当者Xが転勤の内示を家庭の事情を理由に拒否したこと、Y社は就業規則所定の懲戒自由に該当するとして懲戒解雇し、Xが転勤命令と懲戒解雇の無効を主張して提訴したもの。最高裁は転勤命令と懲戒解雇を有効とする判断を行った

夫婦ともに正社員である場合、家族単位で

労働時間を考えたら二人合わせて週80時間になります。残業を入れたら、共稼ぎ正社員は労働時間がすごく長いわけです。そもそも、こんなに働く必要があるのか、という話です。

この状態で家事も子育ても、となると難しいわけですから。例えば、残業時間だけでなくフルタイムが週40時間という在り方そのもの

も疑つてみていい。夫婦で週休3日制で、週30時間労働して合計60時間という選択肢もある。ただ、残念ながら、すぐには日本社会は受け入れないでしょうから子育て支援など手近なものから取り組んでいくしかないかもしれません。今回の消費税の増税と幼児保育の無料化は、その意味では大きな前進です。ポ

イントは、子どもを産んで育てたら貧乏になることをいかに止めるかですね。子どもを産んでも産まなくとも生活水準が変わらない、という社会を考えていくべきでしょう。

——将来公共領域に携わる読者にメッセージをお願いします。

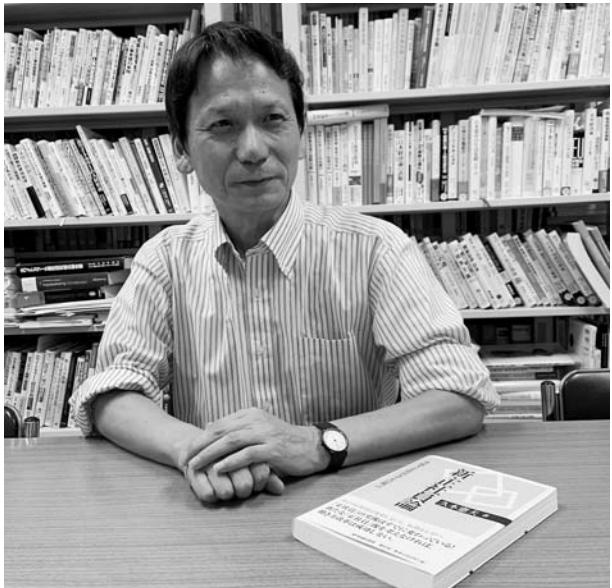
日本社会の持続可能性を考えたときに、ど

ういう風な形で日本という社会がうまく回っていくのかを考えて欲しいです。そこから具体的な政策が出てくると思います。公共政策というのは、みんなのための政策です。みんなのため、というのは正義と正義のぶつかり合いで、どの正義を選ぶかという難しいものです。善悪があれば話は簡単ですが、どちらにも一理ある。今マスコミでも悪いとされていても、必ずそこには理があるわけです。だから善悪という基準でやらずに、議論とは善と善の戦いであり、自分はどちらの点にどの程度立つか、という視点で物事を考えてほしい。それから、正義は時代とともに変わるこどとを知り、その場合に自分は何をどう考えたというふうなことをいつも問いかねることが大事です。「昔はこれでいいと思ってたけど、今は違うと思う」とか、常に変わらなければいけない。一步立ち止まって、考え方を問い合わせ続けてほしいと思います。

久本 憲夫（ひさもとのりお）

京都大学大学院経済学研究科教授（社会政策・労働経済論）

一九五五年生まれ。京都大学経済学部卒業、同大学院経済学研究科博士後期課程退学。博士（経済学）主な著書に『企業内労使関係と人材形成』（有斐閣）、『新・正社員論 共稼ぎ正社員モデルの提言』（中央経済社）などがある。



学生生活を振り返つて

京都大学公共政策大学院十二期 櫻本 航

子曰、中庸之爲德也、其至矣乎、民鮮久矣

子の曰わく、中庸の徳たるや、其れ至れるかな。
民鮮なきこと久し。

『論語』卷第三 雍也第六

(読み下しは金谷治訳注『論語』岩波書店)

が好きなことを勉強しているだけじゃないの」
というようなことを言われた。気に食わない
言い草だったが、半分くらいはその通りだな、
と思った。

実を言うと、私が大学院進学を決めたとき
にそれほど確固たる動機があつたわけではな
い。とりあえずの希望進路としては国家公務
員を考えていたのだが、それまで漫然とした
大学生活を送つてきて何も知らない自分が社
会に貢献できるとも思えず、もう二年勉強す
れば多少はましになるだろうと考えたのがきつ
かけだった。そういうわけで、その時々で自
分自身が深く考えていたとは言えないことも
しまいがちである。しかし、私の大学生活は
必ずしもそのようなものではなかつたことは
あらかじめ明言しておきたい。以前、修士一
回生のときに、ある就活企業の学生チьюーティー
から「君はこれといった目的意識もなく自分

が好きなことを勉強しているだけじゃないの」
というようなことを言われた。気に食わない
言い草だったが、半分くらいはその通りだな、
と思った。

実を言うと、私が大学院進学を決めたとき
にそれほど確固たる動機があつたわけではな
い。とりあえずの希望進路としては国家公務
員を考えていたのだが、それまで漫然とした
大学生活を送つてきて何も知らない自分が社
会に貢献できるとも思えず、もう二年勉強す
れば多少はましになるだろうと考えたのがきつ
かけだった。そういうわけで、その時々で自
分自身が深く考えていたとは言えないことも
しまいがちである。しかし、私の大学生活は
必ずしもそのようなものではなかつたことは
あらかじめ明言しておきたい。以前、修士一
回生のときに、ある就活企業の学生チьюーティー
から「君はこれといった目的意識もなく自分

り返つてみる。

私が京都大学法学部の二回生だったとき、
何となく憲法・民法・刑法の三科目は履修す
るものだという風潮があつたように記憶して
いる。その一方で私は刑法を受講せず、同じ
授業を履修していた。そのときに半期をかけ
て輪読したのはエイミー・ガットマン (Amy
Gutmann) とデニス・トンプソン (Dennis
Thompson) の The Spirit of Compromise と
いう本だった。アメリカ政治において、選挙
運動を通じて分極化が進行し、統治に必要な
「妥協の精神」が損なわれていることが指摘
されていた。現在までの大学生活を思い出し
たとき、ふとこの授業のことが頭に浮かんだ
のは、私が公共政策大学院に進学し、勉強し
てきたことと共通する点があるためかもしれ
ない。

辞書で「公共」という言葉を引いてみると「社会一般。おおやけ。」とある(『広辞苑 第七版』岩波書店)。自分だけに関わる私的なことではなく、不特定多数の相手が存在しているという点が重要なのであろう。不特定多数の相手と関わりを持つ中で、ときには自分とは考えが合わない場合もある。その際に、自分の信じる原理原則を貫いて相手を説得(ないし論破)するという方法も可能である。

相手のことを不合理だと馬鹿にして、まともに取り合わないという方法ももしかすると可能かもしれない。しかしながら、「なぜ相手はこう考えているのか」を理解し、自身の考え方を相対化した上で、歩み寄れる部分では妥協することが、公共政策を担う者としてより重要なのではないかと私は考えている。

この他者との歩み寄りという点で考えたところが、私には公共政策大学院で学生生活を送ることができて良かったと思える点がいくつあります。私ではそのうち三つを挙げたい。

第一に、学部時代よりも幅広い学問分野を学べたことである。私自身は大学に入学して以来、政治学に最も関心があり、政治学の立

場から物事を考えられるようになりたいと思っている。その一方で、大学院に進学してからは経済学や統計学の基礎を学ぶ機会を得た。

これまで自分が専門としていない領域を学ぶことによって、それらで用いられる思考作法やツールに触れることができた。これは自分自身にとって有益なことであろうと考えている。例を挙げるとするならば、一回生の前期で履修したミクロ経済学について言及したい。

ミクロ経済学は大学院進学前から履修しようと決めていた科目だった。久しく遠ざかっていいた数式のオンパレードと、決して分かりやすいとは言えない授業には苦労したが、勉強時間を多くこの科目につぎ込んでなんとか単位を取ることができた。今から考えれば、経済学では世界をどのように捉えるのか、ということの一端を知るには役立ったと言えるのではないだろうか。

第二に、議論をする機会を多く与えられたことである。ゼミ形式の授業や自主活動などを通じ、教員や学生と意見を交わす機会は学部時代よりも格段に増えた。ディスカッショングリーンというのは相手の考え方を知るために有能なツールであるように思われる。ディスカッ

ションを行う目的は、口先で他者をやり込む手段を学ぶためではなく、やり取りを通じて他者がその考えに至った思考に触れるためであると考えている。特に実務家教員と議論ができるケース・スタディ科目は、自身の考え方を整理しつつ他者との違いを知れる良い機会だつた。

第三に、人生の寄り道ができたことである。寄り道というと、「無駄なこと」のようなネガティブな印象もあるが、私はそうではないと思っている。私自身は民間企業に就職を決めた。特に院卒でなければ選べない進路といふわけでもなかつたし、会社では文系の大学院卒というのは珍しい部類に入る。元々公務員になるつもりで進学して民間企業に就職したのだから、考え方によつては無駄なことをしたと言えるのかもしれない。しかし、複数の進路で迷い、最短距離ではないルートをつたからこそ、自分自身の生き方を考え、様々な可能性を相対化できるようになったのではないかだろうか。

幅広い学問分野を学ぶこと、議論を深めること、自分自身を見つめ直すこと、これらは「なぜ相手はこう考えているのか」を知り、

相手に歩み寄るためには必要なことであり、同時に公共政策大学院で学ぶことの意義の一つだと思われる。

もつとも、相手の立場を理解して妥協点を見つけることは、そう簡単ではないし、大学院のカリキュラムを修めれば自動的に身につくというものでもない。なぜならば、答えが一意に定まる原理原則とは異なり、妥協には無限のグラデーションが存在するからである。異なる意見を単純に足して二で割れば解決策が出てくるわけではなく、どちらも中途半端で失敗に終わるということが往々にしてあります。妥協をしようとすると、正解が一つに決まらない中で、最善の方策を探し続けなければならぬ。さらに、仮にある点で歩み寄つたとしても、なぜ「その点で」「その分だけ」歩み寄つたのかを説明することはさらに難しい。妥協案が両極端の立場からそれぞれ批判を受けることもしばしばある。

人々は往々にして分かりやすい構図を好み、怪しげな「正解」に飛びついてしまふことも多い。単純明快な善悪二元論に立脚し、過激な発言で多くの有権者からの支持を集めているポピュリズム政治の広がりも、このよ

うな妥協の難しさと関係していると言えるのではないだろうか。

妥協は難しい。しかし、評論家ぶつて「世の中には様々な価値観が存在しますね」と單に現状を叙述するだけでは、社会問題の改善には繋がらない。政策を実行するためには、何らかの形で結論を出さなければならない。そう考えると、妥協することは決して易きに流れるということを意味しない。むしろ、「妥協の精神」を發揮し、極端に走らない中庸を求めるためには、不斷の努力と強い覚悟が必要とされると言うべきだろう。公共政策大学院を修了した者として、進んで困難な妥協のあり方を追求したい。これが、現時点で大学生活を振り返った上で、ひとまずの私の目標である。

米国通商政策の国際法的分析

京都大学公共政策大学院十二期 大川 順

～WTO体制は自由貿易の守護神としての機能を全うできるか？～

I. はじめに

I-1. 背景と問題意識

保護主義の台頭、一方的な貿易制限措置の応酬などに見られるように、戦後長きに渡り自由で公正な国際貿易体制を支えてきたGATT-WTO体制が、ここへきて大きな危機に陥っている。国際的ルールに整合的か否かという「ルール志向」の観点ではなく、自国の貿易赤字につながるかどうかで不公平貿易を認定する「結果志向」の観点に基づく通商政策が横行している¹。そしてその主要な例が、米トランプ政権の²通商政策である。同政権は国際通商を「ディール」と捉え、一方的な貿易制限措置を濫用し、それが国際貿易体制の不安定化に繋がっている。こうした現状に対しWTOのアゼベド事務局長は深刻な懸念を表明し、締約国に対し貿易障壁のエス

カレートを避けるよう呼びかけた³。一国の措置に対しWTOという国際機構のトップが

このようなコメントを残すことは極めて異例であり、今回の事態の深刻さを物語っているといえよう。果たして、かくも深刻な事態に対し、既存のWTO体制は適切に対処し、自由貿易の守護神としての機能を全うすることができるのだろうか。

1 経済産業省「不公平貿易報告書2018」(概要版)より。

2 ここと通商交渉に関してはTPA法により大統領府に実質的な交渉権限が与えられ、主語を「トランプ政権」としても差し支えない状況が存在する。関沢洋一「TPAとTPP・アメリカの通商交渉の制度的政治的背景」(RIETI, 2014) at <https://www.rieti.go.jp/jp/special/specialreport/073.html>

3 WTO News, Mar. 5, at https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/dgra_05_mar18_e.htm

I-2. 本稿の趣旨、及び議論の流れ

本稿においては、二〇一八年三月に米政権が打ち出した鉄鋼・アルミへの高関税措置にかかる紛争案件⁴を検討対象とし、同措置に対する国際法的な評価を行うとともに、保護主義の抑止という至上命題の達成に向けての、今後のWTO体制の課題を導出することを目指とする。以下、本稿の構造を示す。まず、検討対象とする米政権による貿易制限措置、及びその法的な問題の概要を示す(II)。そして、本件の鍵を握るGATTの条文の解釈につき、既存の研究の蓄積、及び判例の動向をまとめ(III)、そこから得られる論理を本件に応用し、本件の国際法的な評価を行った後、今後のW

4 WTO, “DS544: United States-Certain Measures on Steel and Aluminium Products”, at https://www.wto.org/english/tratop_e/cases_e/ds544_e.htm

TO体制の展望について述べ、結論とする(IV)。

II. 問題の概要

II-1. 通商拡大法²³²条と本件の概要

まず、米国が本貿易制限措置を打ち出す根拠法としている「一九六二年通商拡大法²³²条⁵」について簡単に触れておきたい。同法は米国の対外経済法⁶の一つであるが、米商務省に対し、特定產品の輸入が国家安全保障に与える影響を調査した上で、貿易制限措置発動の必要性、及び適当な措置の内容につき、勧告をする権限を与える。そして、最終的に大統領が同商務省調査、及び勧告の内容に合意を

与えることにより、貿易制限措置が発動する。そして、本件においても商務省が232条に基づき、鉄鋼及びアルミの輸入が米国の国家安全保障に与える影響を調査し、その内容に大統領が合意を与え、貿易制限措置が発動する運びとなつた⁸。その内容、及びロジックを簡単に要約すると、凡そ下記の通りになる。

- 1 国家安全保障という概念は、狭い意味での軍事製品のみならず、そのベースとなる産業の保護といふところまで幅広くとて考へるべきである。軍事製品の素材としての鉄鋼・アルミ産業の

重要性に鑑みれば、安全保障のためにそれらの産業の国内生産を保護するには、

とは必要である。

II-2. 本件における国際法的問題の概要

5 See, <https://www.Law.cornell.edu/uscode/text/19/1862>

6 換訳されながら、対外経済関係にかかる行政の行為を規定する米国の「国内法」である。

7 U.S. department of commerce, "The effect of imports of steel on the national security -an investigation conducted under section 232 of the trade expansion act 1962, as amended", January 11, 2018, at <https://www.awpa.org/wp-content/uploads/2018/02/Section-232-Investigation-of-Steel-Imports-DOCs-Report-and-Recommenda...pdf>

8 U.S. White House, "Presidential Proclamation on Adjusting Imports of Steel into the United States", Issued on March 8, 2018, at <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-proclamation-adjusting-imports-steel-united-states/>

9 Ibid, pp. 23

10 Supra note 7, pp. 51

より国内生産が逼迫し、工場の閉鎖、雇用の減少などが見られる現状も併せて、国内鉄鋼・アルミ産業の保護のため、貿易制限措置を発動することが必要であると結論づけられる¹⁰。

つまりいふに、問題の根幹は、「安全保障と何の関係があるのか」という点で見たのは「米国の国内事情に基づく、米国国内法的な」ロジックであつたが、こゝからは国際法的な見地から検討を加えていきたい。

国際通商の包括的規定である関税及び貿易に関する一般協定(GATT, General Agreement on Tariffs and Trade)に基づき、本件における検討¹¹。最初に、本件米国の貿易制限措置が、GATT¹²条の讓許関税率規定に違反するものであるといふことを指摘しておかねばならない。同条文はラウンド交渉で引き下げられた讓許関税率より高い関税を賦課する際に締約国の合意が必要である旨定めていると

関税率を引き上げるものであり、GATT2条と整合性の取れない措置であることは疑いの余地がない。

それでは、米国は法的にこの措置をどう正当化するのであろうか。前述の商務省²³²調査で度々「国家安全保障」というキーワードに言及させていたことから分かるように、米政権はGATT21条の安全保障例外規定を用いることとなる。同条文は、下記の通り規定する。

21条 「安全保障のための例外」

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- a) :
- b) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると締約国が認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
- (i) 核分裂性物質またはその生産原料である物質に関する措置
- (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引ならびに軍事施設に供給するため直接または間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
- (iii) 戰時その他の国際関係の緊急時に執る措置

この条文の解釈につき問題となるのは、(b)

の「重大な安全保障上の利益の保護のために必要であると締約国が認める措置をとることを妨げない」という部分である。この文言を文字通り解釈すれば、232条措置が米国の国家安全保障に必要か否かというのを一重に米国の判断に委ねられ、他のGATT締約国は米

国の主張を丸ごと鵜呑みにしなければならないようにも見える。こうした条文は自己判断条項 (Self-Judging Clause) として知られているものであり、その解釈については様々議論を呼んでいる。

我々は、このいわゆる「自己判断条項」であるGATT21条をいかに解釈すべきなのだろうか。締約国は自身の「国家安全保障の重大な利益」について完全に自身で判断し、一切の法的審査を排除するのだろうか。それとも、締約国の判断には何らかの制約があつて然るべきなのだろうか。そしてもし答えが後者であるとするならば、なぜ、そしてどの程度WTO紛争処理機関は管轄権を有することになるのだろうか。これが本件における問題の核心である。

III. 先行研究、及び最近の判例の動向

この章においては、現存するGATT21条、及び自己判断条項に関する先行研究に加え、WTO紛争処理機関が初めてGATT21条につき判断を示した直近の判例につき言及する。

III-1. 先行研究

21条の解釈につき、解が与えられるべき主要な問い合わせ2つ存在する。まず、GATT21条は一切の司法審査を排除するのか(1)。そして、(1)に対する答えがノーであるならば、締約国の自己判断はどの程度司法審査に服することになるのか(2)。以下、(1)、(2)のそれぞれにつき検討していく。

(1)に関しては大きな見解の対立は存在しないと言つて差し支えないだろう。学説の大部分が、GATT21条のような自己判断条項であつてもその法的妥当性について締約国に完全な自己判断を認める、ことないと主張している。もし当該条文が紛争処理機関の管轄権を完全に排除するのであれば、その条文はもはや法的約束としての性質を有しないものとなる(Lauterpacht, 1957)。また、自己判断条項

の解釈が争点となつた国際司法裁判所 (International Court of Justice, ICJ) の事例¹¹

においても、裁判所は自己判断的な文言を備えた条文であつても、誠実遵守義務（ウイーン条約法条約¹² 26条）の対象となる旨を判示した¹³。多くの学者はこのICJ判決のアナロジードGATT21条を捉え、同条文もまた誠実遵守義務の対象となると主張する (Schill/Briese, 2009)。

他方、(2)に関しては、必ずしも学説はそれに対するクリティカルな回答を導き出すことにつき、(i)の誠実遵守義務とは具体的に何を指しているのか、国際裁判所に大きすぎる権限を与えるにそれが履行されるためには、どうしたらいいのか。この点につき学説はまだ明確な答えを出すに至っていない。

直近の判例である「ロシア貨物通過事件」¹⁴を検討対象とする。本件は、2014年クリミア危機に際し、ウクライナ経由でカザフスタンやキルギスに陸路で向かう貨物の通過をロシアが禁止・制限した措置についてウクライナが提訴した事例であるが、これがWTO紛争処理機関¹⁵ (Dispute Settlement Body, DSB) がGATT21条につき判断を示した史上初の事例となつた。それでは、パネル¹⁶はこの問題をどのように処理したのかを見ていくとする。

本件において、DSBは「締約国が認める」という文言がどうまでもかかるのかという点に焦点を当て、3つのありうるオプションを示した。

まず、パネルは選択肢3を否定した。(i)～(iii)の各号は21条を援用する締約国の裁量を一定程度制限する役割があるのであり、またこれら(i)～(iii)はそれぞれ事実に基づき客観的に判断することができるからである。こうした理由から、パネルは21条の自己判断的な性質がこれらの事実認定にまで及ばないと結論づけた¹⁷。

選択肢2について、パネルは同条文を援用

11 *Certain Questions of Mutual Assistance in Criminal Matters (Djib. v. Fr.)*, Judgment, 2008 ICJ Rep. 177, 225.

12 条約解釈にかかる基本原則を示した条約。GATTをはじめとするWTO法の解釈においても条約法条約に依拠するところが幅広く合意されてこれ。

13 Supra note 11, paras. 145

III-2・直近の判例

直近の判例である「ロシア貨物通過事件」¹⁴を検討対象とする。本件は、2014年クリミア危機に際し、ウクライナ経由でカザフスタンやキルギスに陸路で向かう貨物の通過をロシア

2 自国の重大な安全保障上の利益が何かという判断にかかる。

3 21条(b)の(i)～(iii)の各号の記載の事実の存否にまでかかる。

14 WT/DS512/R, "Russian Federation-Measures Concerning Traffic in Transit", (Apr.5, 2019), at https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds512_e.htm

15 WTO紛争処理機関は、WTO内部に存在する、WTO法にかかる紛争の処理に特化した準司法機関である。強制管轄権の存在、パネル・上級審の設置、及び報告の採択におけるネガティブ・コンセンサス方式によるスピーディーな処理などに特徴がある。

16 WTO紛争処理機関は二審制が採用されており、第一審がパネル、第二審が上級委員会と呼ばれている。今回取り扱うのは第一審のパネルの判断といつてある。

裁量が「誠実遵守義務」に服すると主張し¹⁸、そしてGATT21条を援用する締約国は具体的にどんな事実がその国家の重大な安全保障上の利益であるのかを説明する義務があると結論づけた¹⁹。

最後に、選択肢1につき、パネルは誠実遵守義務に基づいた上で、少なくとも当該締約国は、21条による正当化のためには、当該貿易制限措置と自国の重大な安全保障上の利益の関係につき、「最低限の尤もむしむ」を備えた説明をすることが要求されると判示した²⁰。最終的にパネルは、本件ではクリミア危機という国連総会において武力衝突にかかると認定された自体であることなどから、そこから生じるロシアの安全保障上の利益は不明瞭なものではなく、最低限要件を満たすものであるとして、ロシアの措置はGATT21条により正当化可能であると結論づけた。

結局のところ、パネルは最後まで誠実遵守義務の具現化というフェーズにまでは到達しなかつたが、21条の自己判断的文言はDSB

の管轄権を排除しない」とを明示し、同条文の解釈、及び締約国による自由裁量の制限についてのフレームワークを提示したという点で、極めて画期的なものであったといえる。

- 2 彼らの「重大な安全保障上の利益」とは何か？
- 3 なぜ、その重大な利益を守るのに、232措置が必要なのか？

IV. 結論

最終章では、既存の学説の蓄積、及び直近の判例であるロシア・貨物通過事件の判示から得られる論理を232条事件に適用し、本件の国際法的な評価について言及した上で、今後のWTO体制への展望を述べ、結びとする。

IV-1. 232条事件への適用

まず前述の学説の一般見解やロシア貨物通過事件から、本件においても同様に、パネルが21条の解釈につき管轄権を行使できるということは自明である。その上で、検討すべきは下記の3点となる²¹。

- 1 232措置はどのようGATT21条(b)の(ii)と関係するのか？

17 Supra note 14, paras. 7.63-7.77
18 Ibid, paras. 7.131-7.132
19 Ibid, paras. 7.134
20 Ibid, paras. 7.133-7.146

21 この3点は先ほど示したロシアの事例のフレームワークに準ずる。

2 彼らの「重大な安全保障上の利益」とは何か？

3 なぜ、その重大な利益を守るのに、232措置が必要なのか？

21この3点は先ほど示したロシアの事例のフレームワークに準ずる。

次に2つ目の問い合わせる。ロシア貨物事件はほんの数ページの部分で抽象的に鉄鋼・アルミ製品が軍事利用されることを述べたに過ぎず、かかる審査に耐えうるものとは到底考えられない。

が示したように、「安全保障上の重大な利益」

た。

の説明の明確性基準は、自体の緊急性・重大性に依存する。ロシアの事例においてはクリア危機という極めて重大な事態に際して取られた措置であることからパネルはロシアの曖昧な説明で足りると判断したもの、232措置については、米国はさらに何が「重大な安置につき具体的な説明を迫られることにならう。他方で232レポートはそれに耐えうるような安全保障上の利益の具体的説明はなされておらず、DSBはやはり232措置を違法認定することはほぼ疑いの余地がないといえる。

IV-2. 結びに変えてー今後のWTO体制への展望

ここまで見てきたように既存の学説の蓄積・判例の見解に基づけば、232措置は将来違法認定されるものと予測される。しかしながら、前述のように3つの問い合わせによるフレームワークのうち少なくとも最初の2つで容易に違法認定されることが予測されるため、3つ目の問い合わせ、すなわち当該措置の「必要性」の判断にかかる基準は不明瞭なまま残ることとなつ

明瞭なまま残るべきものであるとも考えている。というのも、この21条解釈の最終基準が明確化されることは、何かしらの貿易制限措置が21条で正当化されるか否かの境界線を示すことに他ならないからである (Kawase, 2018)。むしろこの基準が明らかになれば、WTO締約国は21条で正当化できるギリギリのところを狙って貿易制限措置を打つことが可能になってしまい、保護主義的な措置を増加させる要因となりかねないのである。つまり、DSBがGATT21条解釈につき何かしらの判断を示さなければならぬといふことそれがWTO体制に深刻な影響を与えるものであるということができる。

ゆえに、より重要であるのはこうした措置がDSBに提訴される以前の段階で抑止され、条文解釈を担うDSBやアカデミアの側へ過度に政治的な要素を含む案件の判断などの過剰な負担を防ぐことであると考える。そのためにはWTOの主要な柱の一つである政策監視機能²²をより効果的に機能させ、日頃から締約国に対し相互監視に基づくpeer

pressureを与えることが必要である。これが

は、WTO体制における法の支配を強化するためWTO全締約国が取り組むべき重要課題であり、その中でも特に、長きにわたり自由貿易体制から恩恵を受け、貿易立国として繁栄をしてきた日本が国際社会をリードしていくべき使命である。より具体的には、既存の自由で開かれた国際経済秩序を遵守する確たる意志とともに、志を同じくする (likeminded) 国々を巻き込み、機能不全に陥っているWTO改革を主導し続けることである。

これは決して一朝一夕で決着のつく問題ではない。何十年、あるいは何百年と挑み続けて、ようやく1ミリ動くかどうかという、途方もない課題である。しかし、そんな終わりのない課題に挑み続けることこそ、今日において内向きがちな国際社会の中、我が国に求められる役割なのであろう。

22 政策監視機能はルールマイキング機能、紛争処理機能と合わせWTOの重要な柱の一つとして位置付けられる。WTOの全締約国は定期的に他締約国と事務局から自国通商政策のレビューを受けるルールとなつており、その相互批評を通じて保護主義的な措置の抑止、国際通商ルールへの遵守促進といったことを目指している。

安全保障フォーラムの概要と今後の展望

京都大学公共政策大学院十三期

十四期 高橋 貴大

小山 貴大

——安全保障フォーラムはどのような沿革で活動が行われてきたのでしょうか。

小山：安全保障フォーラムは比較的新しい自主活動で、二〇一九年四月に公共政策大学院の自主活動になりました。十二、三年ほど前から、公共政策大学院生を中心として、毎年、有志で防衛大学校生とディベートをしていましたが、今後は、防衛関連以外の様々なアクターと安全保障について考えたいと思ったので、自主活動としての組織化をしました。

——どのような活動を行っているのですか。

——主に、外交や安全保障の分野に取り組んでいるということですが、所属しているメンバーはそのような分野に関心がある人が参加しているのですか。

高橋：私自身は厚生労働政策にとても興味があり、実は安全保障にあまり関心がありませんでした。厚生労働分野から見ると、自衛隊はブラックな職場とよく耳にすることが多くあります。自衛官として働いている親族がいることもあり、自衛官はどのように働いているのか、自衛隊はどのような職場なのか純粋に興味がありました。そのような考え方から、安全保障フォーラムになりました。

小山：伝統的な防衛や外交のみならず、エネルギー・食糧、経済など、安全保障の意味が幅広くなっている中で、公共政策の一翼

小山：外交や安全保障に関心がある人が多いですが、他にも、経済政策や警察行政、厚生労働政策に興味・関心を持つている人もいます。幅広く総合安全保障という観点を

——安全保障フォーラムの活動の目的・意義を担う安全保障について、総合的な観点から安全保障について捉え、自学自習や学外者との交流を通じ理解を深めるという活動を行っています。具体的には、活動に参加している社会人学生の方々から協力をしてもらいながら、企画能力、調整能力、プレゼンテーション能力、ビジネスマナー等の能力を高めています。

持つために活動しているので、その分野に特化しているというわけではないです。

——高橋さんはどういうことに関心があつて所属したのでしょうか。

はどのようなところにあると考えていますか。

小山…公共政策の一役を担う安全保障について、外交や防衛のみならず、幅広く総合安全保障の観点を養うことです。そのために、勉強会を定期的に行っています。今後は防衛大学校や自衛官など、より幅広くいろいろなアクターと交流していきたいと思います。そのような方々との交流を通じて、理解を深めていくことも目的の一つです。

—活動を通じて得られた経験や知見はありますか。

小山…活動の内容としては、防衛大学校の国際関係研究部と呼ばれる部活動の学生たちと一緒に、日本の安全保障政策に対するテーマを設定した上で、ディベートを行うことと、自衛隊の基地見学です。ディベートを行なうことで、安全保障に関する知識を身につけることができます。また、実際に自衛隊に行き、報道などでは分からぬよう立が起ころのですが、そこをどう調整して

安全保障のハード面での現場や前線を見ることで、理解を深めることができます。その他には、日々の勉強会を通じて、総合安全保障の様々な分野への理解を深めることができます。防衛大学校とのディベートでは、私たちはチーム京都として、班ごとに意見をつくるのですが、その際、意見の矛盾や調整が必要な部分が出てくるので、そのようなところを調整・議論をすることで、調整能力や政策立案能力が身につきます。

—高橋さんはどのような経験や知見を得ることができましたか。

高橋…安全保障という言葉は結構漠然としているため、抽象的に考えがちなのですが、自衛隊の人々に実際に会って話してみると、軽々しく「自衛隊は海外に行つた方がよい」などと口にできないなと思いました。安全保障を我が事として考えるという視点が必要だと考えました。また、ディベートで深く考えていくうちに、メンバーとの意見対立が起ころのですが、そこをどう調整して

いくかということは、今後、どういう仕事につくのかまだわかりませんが、仕事で意見調整を行う上で役に立つことだと思います。

—勉強会や防衛大学校とのディベート大会では、具体的にどのようなテーマについて議論していますか。

小山…勉強会は四月から八月まで行つているのですが、安全保障学入門という本を題材に、役割分担をきめ、発表とディスカッショ

ンを行います。面白かったテーマとしては、日本にとってどのような朝鮮半島情勢が望ましいのかということについての議論です。そこではディベート能力や、安全保障に関する基礎知識を養うことを目的として行いました。

ディベートについては、去年は対中国戦略をテーマに、外交・防衛・経済のグループに分かれて、それぞれ政策を立案し、発表をしました。今年度は、日米同盟について扱います。日米同盟については、二つのシナリオを想定しています。一つ目は、仮

に日米同盟が悪化した場合、日本はどのように対応するのかということについて、外交と防衛の班に分かれ、そのシナリオにおいて、日本外交はどうするべきか、日本の防衛政策はどのように転換していくのかということについてディベートします。もう一つのシナリオとしては、どのように日米同盟を深化していくかということについて、外交と防衛の班に分かれてディベートします。

——勉強会とディベート大会のテーマはどのように決してしているのですか。

小山…勉強会は今年から始めた取り組みで、発表者が毎回どのようなテーマを扱うかを決定します。先ほどの朝鮮半島情勢はその例の一つで、他には、経済安全保障をどのように拡充していくべきか、サイバー攻撃からどのように守ればよいかというような、幅広く安全保障のテーマについて、発表者が自分の興味のあるテーマについて発表してもらいます。

防衛大学校とのディベートでは、毎年異

なる議題に関して、防衛大学校の学生と調整しながら、テーマを決めています。毎年同じような議題ではなく、それぞれが関心のあるテーマについて京都大学と防衛大学校がそれぞれ案を出し合って、お互いこれがよいと思うテーマに決定します。例えば、三年前は日露外交をどうするのかというテーマについてディベートを行いました。

——勉強会は今年からとのことです、取り組みを始めた理由は何でしょうか。

小山…今年度から自主活動になるということです、自主的にやっていた頃と何かしら差異をつけようと考えました。以前は、防衛大学校とのディベートを行うだけの活動内容でした。しかし、折角一年間あり、自動活動としてやれるからこそ、安全保障に関する理解を深めたいと思い、勉強会を行うことと、日々高められるのではないかと考え、取り組みを始めました。

——防衛大学校とのディベートを通じ、どのようなことを学びましたか。

高橋…安全保障をこれまで防衛という面に焦

小山…行政官に必要な能力として、政策立案能力など様々あると思うのですが、政治的妥当性の必要性について感じました。防衛大学生の主張は、果たして国民世論から受け入れられるのかとを考えた時に、疑問に思うような政策が多かったです。そこがやはり、行政官と自衛官との違いなのだと感じました。

防衛大学生は、とてもリアリズム的な、常に最低の状況を見据えた考え方をしていて、そのような視点は持つていなかつたと感心する点も多くありました。ですので、リアリズムとリベラリズムのバランス感覚が必要であると感じました。

——最後に、新しく今後取り組んでいる活動はありますか。

小山…今は防衛大学校とのディベートの準備で忙しいのですが、エネルギー安全保障という観点から、三重県にある風力発電の見学を考えています。

点をあてていたので、より視野を広げて、海洋資源の保護やエネルギー安全保障、食糧安全保障など、安全保障の他の分野を担っているアクターとの勉強会や研修をさせていただきたいと考えています。

小山…また、十一月祭の出店も考えています。日頃、安全保障とは堅いイメージを持たれがちなので、十一月祭を通じ、活動内容などの展示をしながら、安全保障に対する理解を広めていきたいと考えています。また、所属しているメンバーにとつても、大学院生の中でも楽しい思い出にしたいと考えています。



航空自衛隊小松基地にて

三品「テーマ策定から取材・記事執筆まで全

て初めての試みであり、貴重な経験をさせて頂きました。また、多くの方のご協力な

くては本誌を完成することはできませんでした。

皆様本当にありがとうございました！」

中井「大学院修了を前に、一つ形に残るものを作れたことを嬉しく思います。取材に協力してくださった皆様、本当にありがとうございました。」

2. 字数と書式

3500～4500字程度。書式は自由

3. 応募締め切り

各号毎に締め切りを設定します

京都大学公共政策大学院
『公共空間』編集委員会

1-606-8501

京都市左京区吉田本町
京都大学法学研究科公共政策大学院掛

益塚「当初はちゃんとカタチになるのかとい
う不安もありましたが、無事に編集を終え
ホッとしています。取材・執筆にあたり協
力してくださった皆様、ありがとうございました。」

4. 応募条件

本大学院に在学する学生である」と

「京都大学学術情報リポジトリ 紅」

<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/> にも掲載

森田「日帰りで山形に取材に行つたことは良
い思い出になっています。初めての取材と

編集で拙い部分が多くありました。お付
き合いしてくださった皆様、ありがとうございました。」

雑誌『公共空間』は学生投稿枠を設け、
皆さんの原稿を募集します。

1. 内容

公共政策に関するものであれば、テーマは
自由です。授業で作成したレポートやプレ
ゼンテーション資料を用いてもらつても構
いません（ただし、文書形式でお願いします）

森田花歩
デザイン
岩本武和

編集顧問
編集協力
公共政策大学院掛

発行人　『公共空間』編集委員会
編集長　三品秀祐
編集委員　中井諒
益塚真哉

